

福祉経営教育における「社会福祉」の学習成果についての一考察

— 『社会福祉概論』でのアンケート結果から—

A Study on the Results of Learning the Subject of Social Welfare in Welfare Management Education: as a result of a survey in “An Introduction to Social Welfare”

村 田 美由紀

Miyuki MURATA

概要

社会福祉基礎構造改革を経て、社会福祉従事者養成においては、福祉経営教育が求められるようになってきた。このような中で、社会福祉サービスはその他のサービス業とは異なり、私たち生活者のセーフティネットの役割を果たしているため、価値や倫理観を基礎とする「社会福祉」についての教育をいかに行うかが問われるところである。そこで、『社会福祉概論』受講学生へアンケート調査を実施、その結果、「社会福祉＝介護」という限定的なイメージから身近な生活問題として捉えられるような学生の変化とヒューマンサービスとしてのやりがいや期待の反面、サービス提供の難しさや不安を実感するという内面的なゆらぎが確認された。以上を踏まえて今後の課題としては、「実践力を涵養するための演習や実習の充実」、「科目間連携」などが示唆された。

キーワード：福祉経営教育、社会福祉従事者、価値、倫理観、ヒューマンサービス、演習、学外実習

Abstract

Experiencing the Social Welfare Infrastructure Reform, there is an increased demand for learning welfare management in training social welfare professionals. Since social welfare services have played a significant role as “a safety net” in our society, the educational method on social welfare based on social ethics and values should be an important issue.

As a result of a survey conducted on the students who took “An Introduction to Social Work” in Kyoei University, a clear shift was identified on the image of social welfare by the students, from the narrow-minded image which considers “social welfare as just caring” to the more broad one which views it as an issue of our entire society. Furthermore, the result of the survey indicated that while social welfare is a rewarding job, the students

are internally anxious towards a job which is viewed as difficult.

Therefore, this paper advocates the further improvement of seminars and job-training, and further collaboration among welfare-related subjects in university.

Keywords: management education welfare, social welfare workers, values, ethics, human services, practice, practice outside

目次

1. 研究背景・目的
2. 社会福祉サービスの組織の現状と担い手
 - 2.1 福祉サービスの組織
 - 2.2 福祉サービスの担い手
3. 大学における福祉経営教育の事例
4. 社会福祉への理解—学生へのアンケートからの考察—
5. まとめと課題

参考文献

1. 研究背景・目的

社会福祉制度は、社会福祉基礎構造改革を経て、措置から契約へとパラダイム転換がはかられ、利用者主体のシステム構築が進められてきた。高齢者分野における2000年4月の介護保険法施行、障害者分野における支援費制度・障害者自立支援法施行とともに、社会福祉サービスは営利・非営利を問わずさまざまな提供主体が参入し、サービス提供における競争原理が取り入れられ、「(在宅・施設を問わず)自立支援と利用者主体のサービス提供を行うためのケアマネジメント」、「利用者のサービス選択・利用のための権利擁護」、「サービスの質向上のための第三者評価・情報公開」などの取り組みが行われてきた。

このような中、措置時代にはサービス提供主体の中心であった社会福祉法人をはじめとして、新規参入した民間事業者も利用者から選ばれる事業者となるためにさまざまな経営努力をし、サービスの質を上げてきたはずである。ところが、介護保険サービス提供現場をとりまく不祥事はあとをたたない。これらは、介護保険制度上の介護報酬による社会福祉施設の支出入のバランスや人員配置という制度上の問題、あるいは福祉現場の介護福祉士・社会福祉士などの国家資格取得者や経営者である施設長など社会福祉専門職の価値・倫理観の問題もあるが、組織としての問題もあるのではないだろうか。また、人材の定着率の低さと人員確保難により、慢性的人手不足が深刻となっている社会福祉サービスの現

状なども考えると、「一つの組織としてどのように事業経営を行うのか」という重要課題を見すぐすことはできない。すなわち、措置から契約へとサービス利用形態が変化したことにもともなうサービスの質向上のために、社会福祉サービス提供主体は、法令順守型のサービス運営からマネジメント型のサービス経営へと組織変革なされつつある。

このような福祉経営の認識の高まりを含め、社会福祉関係従事者を取り巻く状況の変化から、社会福祉援助実践力向上が期待されている社会福祉士の職能団体である社団法人日本社会福祉士会では、1999年に「社会福祉士生涯研修制度」（以下、「生涯研修制度」）を発足させた。そして、この中で、社会福祉士が実践する社会福祉援助の共通基盤を「社会福祉士がとらえる『権利擁護』『生活構造』『相談援助』『地域支援』『福祉経営』『実践研究』」の6領域とし、『福祉経営』とは、「福祉事業をより利用者本位・利用者主体に基づいて運営されるものととらえる」とした。このような資格取得後の生涯研修の充実とともに、2009年には社会福祉士養成課程における制度改正が行われた。本改正による新たな教育カリキュラムとしては、従来の1050時間・16教科から1200時間・22教科へ細分化・専門化され、福祉経営に関する科目として「福祉サービスの組織と経営」が創設された。このことは、養成段階における福祉経営理解の必要性が以前よりも明らかになってきたことの表れと考えられる。

このように、国家資格取得者に対する養成教育が充実する一方で、本学・福祉経営コースのように国家資格に限定しない社会福祉従事者を養成する大学もみられるようになってきた。これらの大学においては、社会福祉士などの養成課程のように決められた教育カリキュラムではなく、それぞれ特徴がある独自のカリキュラムで教育がすすめられている。

しかし、介護保険サービスをはじめ社会福祉サービスは、その他のサービス業とは異なり、税金が投入され、私たち生活者のセーフティネットの役割をはたしている。ゆえに、サービス提供者の基本姿勢としては、利用者の生命・生活を護る支援を行うとともに、その方らしい生活を送れるよう尊厳の保持や利用者主体の観点から保健医療サービスおよび関連サービスと有機的連携を図ってサービス提供を行うことが求められる。そして、このような社会福祉サービスの根幹となる価値・倫理観を学ぶためには“社会福祉”についての教育をいかに行うかということが問われるところであるが、その学習成果についての報告は見当たらない。

そこで、本論においては、福祉経営教育の現状を明らかにしたうえで、社会福祉の共通基盤科目といえる『社会福祉概論』の受講学生へアンケート調査を行い、教育上の課題などを考察する。

2. 社会福祉サービスの組織の現状と担い手

2.1 福祉サービスの組織

1990年の社会福祉事業法改正時には、社会福祉サービスの提供主体を「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者」と、あくまでも社会福祉事業を中心に経営主体を考えていたが、2000年の社会福祉法では事業者を国、地方公共団体および社会福祉法人とそれ以外の主体とに区別せず、「社会福祉を目的とする事業を営業者」と広く規定している。よって、現在の社会福祉サービスの提供主体は、国・地方公共団体、社会福祉法人のほか、NPOや民間営利企業の参入により多様化している。

(1) 社会福祉法人

社会福祉法人とは、1951（昭和26）年に制定された社会福祉事業法（現・社会福祉法）により創設された法人である。社会福祉法人は、同法第22条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」として定義されている。社会福祉法人には、「公益性」「非営利性」「主務官庁の許可・認可」といった基本的要件があり、強い公的規制のもと、助成を受けられる特別な法人で、社会福祉事業のほか、公益事業および収益事業を実施することができる。

社会福祉法第2条に定められている社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業があり、第一種社会福祉事業は経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業で、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど、主として入所施設サービスとなっている。一方、第二種社会福祉事業は比較的用户への影響が少なく、公的規制の必要性が低い事業で、主として在宅サービスである。経営主体に制限はなく、届出により事業経営が可能となっている。

社会福祉法人の設立には、安定的で適正な運営が求められるため、役員や資産に関して一定の要件が課されている。また、規制・監督と支援・助成を一体的に行うことで、安定的な事業の実施が確保されている。

支援・助成という意味では、施設整備の補助や税制上の優遇措置があり、所得税法上は、利子、配当、賞金などの所得が非課税、また法人税上も収益事業にかかわる収益以外は非課税である。一方、支援や助成と表裏の関係にあるのが規制で、持分や配当が認められない、残余財産も他の社会福祉法人や国庫に帰属し配分できない等、厳しく制限されている。

(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動促進法（以下、NPO法）は、NGO（非政府団体）・NPO（民間非営利組織・団体）活動の国際的高揚、阪神・淡路大震災（1995年1月）時のボランティアの活躍、介護保険法の成立（1997年12月）などの影響を受け、市民団体に法人格を容易

に与え活動をしやすくすることを目的に検討され、1998（平成10）年3月、市民主導型の法案提出という経過を経て成立し、同年12月から施行された。

NPO法の目的は、第1条に「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」と規定されている。NPO法の特徴は、市民として社会的な立場や所属などにとらわれず、社会的な活動に対し、自分の責任、自らの意思で参加・不参加を決めるとともに、所轄庁による設立認証・監督の際の規制を最小限に制限し、団体の自由意思を最大限発揮させること、情報公開が義務づけられていること、である。

また、法律では、特定非営利活動の範囲を以下の17分野に限定している。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動、2. 社会教育の推進を図る活動、3. まちづくりの推進を図る活動、4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、5. 環境の保全を図る活動、6. 災害救援活動、7. 地域安全活動、8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動、9. 国際協力の活動、10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、11. 子どもの健全育成を図る活動、12. 情報化社会の発展を図る活動、13. 科学技術の振興を図る活動、14. 経済活動の活性化を図る活動、15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、16. 消費者の保護を図る活動、17. 前に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(3) 医療法人

医療法人は、1950（昭和25）年の医療法改正により生まれた法人であり、本来業務は病院、診療所（ただし、医師・歯科医師が常時勤務するもの）、介護老人保健施設に限定されている。また、附帯業務も医療法第42条に第1号～第8号が限定的に列挙したもののしか行えない。実施できる社会福祉関連事業については、以下のとおりとなっている。

- ① デイサービスセンター、保育所などの第二種社会福祉事業（ただし、社会福祉医療法人については、第一種社会福祉事業＜特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設及び経過的軽費老人ホームを除く＞を実施可能）
- ② ①以外の介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業および保健福祉事業（ただし、地域密着型介護老人福祉施設を除く）
- ③ 高齢者専用賃貸住宅の設置（適合高齢者専用賃貸住宅または生活指導・相談、安否確認、緊急時対応を行うものに限る）
- ④ 老人福祉法に規定する有料老人ホーム
- ⑤ 介護福祉士養成施設、ホームヘルパー養成研修事業、福祉用具専門相談員指定講習、福祉有償輸送

医療法人の設立は、社会福祉法人同様、認可主義であるが、収益事業を行うことはできない。また、剰余金を配当することはできず、非営利法人に該当する。一方、法人税法上の公益法人等には該当せず、法人税課税法人であり、これらの点では、特定非営利活動法人と同様である。

(4) 営利法人

営利法人は、営利を目的とする社団法人であって、その根拠となるのは会社法である。代表的なものは、株式会社であるが、このほか合名会社、合資会社、合同会社などがある。

社会福祉関連事業との関係を見ると、営利法人が行う事業については、会社法令上では特段の制限がなく、自ら定款によって定めることができる。特に、負担能力のある高齢者に対しての有料老人ホーム、訪問介護、訪問入浴介護については、介護保険制度施行以前から、営利法人が参入してきた。

しかし、介護保険によって、居宅介護サービス（医療系サービスを除く）について全面的に営利法人の参入が認められ、営利法人側の社会福祉法人関連事業に対する関心が飛躍的に高まってきた。現状では、介護保険事業において、営利法人の存在はなくてはならないものとなっており、保育や障害者自立支援事業においても、徐々に存在感を増してきている。

以上が社会福祉サービスを提供する主な組織とその特徴である。社会福祉法人は、国のゴールドプランや介護保険制度の創設で特別養護老人ホームの整備が促進されるのにあわせて法人数も施設数も増加してきたが、最近は大きく変化していない。特に、介護分野で、居宅サービスにNPO法人や営利法人である民間企業などの多様な経営主体が参入し、福祉サービスの需要拡大に応じている現状があり、また、社会福祉法人と医療法人間のサービスの競合も厳しくなっており、社会福祉法人をめぐる状況は社会福祉基礎構造改革前とは様変わりしているといえる。

もちろん、社会福祉分野でサービスが迅速かつ弾力的に提供されることは重要であるが、利用者が安心してサービスを利用するには安定的なサービス供給も欠かせない。営利法人やNPO法人は、事業への迅速な参入、弾力的な経営ができる反面、撤退も自由である。また、低所得者への配慮や、採算性の低い新たな福祉ニーズへの対応も営利法人には期待しにくいいため、安定的なサービス提供については社会福祉法人の役割が期待されることである。

2.2 福祉サービスの担い手

(1) 社会福祉サービスに従事する職員

社会福祉サービスに従事する職員は、社会福祉施策の拡充に伴って急速に増加してい

る。これらの職員のなかには、社会福祉専門職とそれ以外の職員が含まれており、ともに利用者へのサービスを行っている。

社会福祉施設を例にとると、施設長、生活相談員、児童相談員、介護職、保育士、職業指導員、心理判定員、医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、栄養士、調理員、事務職員などの職種がある。この中で、主な社会福祉専門職のもつ国家資格をみると、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士があげられる。

(2) 社会福祉専門職としての福祉士

社会福祉士とは、1987（昭和62）年5月に国会で成立し、1988（昭和63）年4月に施行された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格であり、法第2条第1項において「第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう」と定義されている。下線部は、社会福祉士の行う「相談援助」の例示として、他のサービス関係者との連絡・調整によって橋渡しを行うことを明確化するという観点から2007（平成19）年の法改正によって新たに追加された部分である。社会福祉士としては、生活課題を抱えた者からの相談に応じ、適切なサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していくという役割が法律上明確に位置づけられている。

介護福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格であり、法第2条第2項において「第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定義されている。（下線部は、2007年法改正によって改正された部分である。）具体的には、入浴、排泄、食事、その他の生活行為の援助を行うことで、自立（自律）した生活を送れるよう支援することが求められている。

精神保健福祉士とは、1997年（平成9）年制定、1998（平成10）年4月に施行された「精神保健福祉士法」（2006年最終改正）に基づく国家資格であり、法第2条において、「第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の

援助を行うことを業とする者をいう」と定義されている。

社会福祉士と精神保健福祉士の専門性の違いをみると、社会福祉士は、社会福祉に関する総合的な知識及び技術をもって相談援助を行うこととされているが、精神障害者に対する相談援助を行うための保健医療に関する知識は、社会福祉各分野に関する知識と比較するとその比重は高くない。精神保健福祉士は、入院中または社会復帰途上にある精神障害者を業務対象とし、精神疾患固有の状態に配慮した相談援助を行う必要性が高いため、精神障害者の保健医療に関する専門的な知識及び技術が求められる。

(3) 福祉士養成課程の現状

上記、3福祉士のうち、経営に関わることが求められる社会福祉士を例にとり、養成課程の現状をあげる。

社会福祉士国家資格取得者は、制度導入以降年々増加し、2010（平成22）年9月末時点の登録者数は134,066人となっている。2011（平成23）年1月30日実施の第23回社会福祉士国家試験の結果は、受験者数43,568人、合格者数12,255人、合格率28.1%であった。社会福祉士国家資格を取得するためには、国家試験に合格して福祉士登録簿に登録することが必要であるが、教育カリキュラムについては次のとおりである。

<教育カリキュラム>

現在のカリキュラム（新カリキュラム、以下新カリ）は2009年4月施行のものであり、それ以前のカリキュラムは旧カリキュラム（以下、旧カリ）と呼称される。旧カリの大学等の指定科目としては、社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会保障論・公的扶助論・地域福祉論の3科目のうち1科目、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉援助技術現場実習指導、心理学、社会学、法学、医学一般、介護概論の12～16科目、一般養成施設では全16科目・1050時間となっている。

これに対し、新カリでは、①「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」、②「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」、③「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と方法」、④「サービスに関する知識」、⑤「実習・演習」の5つの科目群から構成されており、それぞれの科目詳細は次のとおりである。

大学等の指定科目として、①は人体の構造と機能及び疾病・心理学理論と心理的支援・社会理論と社会システムの3科目のうち1科目、現代社会と福祉、社会調査の基礎、②は相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、③は地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、④は社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス・権利擁護と成年後見制度・更生保護制度の3科目のうち1科目、⑤は相談援助演

習、相談援助実習指導、相談援助実習の18～22科目であり、一般養成施設では全22科目・1200時間となっている。

旧カリと新カリを比較すると、社会福祉士制度の施行から法改正に至るまでの間に、社会福祉基礎構造改革により、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、国民の福祉ニーズに適切に応えられる実践力の高い社会福祉士養成の視点から、「実習・演習時間数の増加」、「就労支援サービス」・「更生保護制度」・「権利擁護と成年後見制度」・「福祉サービスの組織と経営」などの科目が新たに追加されたことがわかる。

3. 大学における福祉経営教育の事例

「社会福祉士及び介護福祉士法」改正により、新カリに福祉経営に関する科目「福祉サービスの組織と経営」(30時間)が新たに追加されたことから、その知識と技術の重要性は明らかとなったといえる。そこで、本論では、社会福祉士養成に限らず「福祉経営」を重視している大学を「福祉経営学部」、「福祉経営コース」というキーワードで検索したところ、大阪学院大学企業情報学部企業情報学科医療福祉経営コース、日本経済大学経済学部経営学科福祉コミュニケーションコース、日本福祉大学経済学部経済学科医療福祉マネジメントコース、川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部医療福祉経営学科、国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科医療福祉マネジメントコース、広島国際大学医療経営学部医療経営学科の6校を見つけることができた。この6校のうち、前3校は経済系学部のコースとして医療・福祉経営を専攻する大学であり、後3校は医療福祉学部内に経営学科が設置されているものである。このほか、共栄大学国際経営学部のように経営系学部のコースとして福祉経営関連のコースを設置している大学もある。ここでは、各大学の教育の特色と経済・経営学系以外の医療・福祉経営に関する配置科目の特徴をまとめる。

(1) 大阪学院大学企業情報学部企業情報学科医療福祉経営コース

会計・ビジネス・IT情報とその応用に関する理論と即戦力となる会計の専門知識と情報処理スキルを修得し、ビジネス、医療・福祉経営はじめ広く一般社会に貢献できる人材の育成を目指す。医療福祉経営コースでは、医療や福祉分野のマネジメントを専門的に学ぶとともに、現場での研修を通じて体系的に取り組み、理論を実践の場において実証することをめざした「ヘルスケア・インターンシップ」も開講している。配置科目には、医学一般、医療福祉経営論、医療経営情報論、健康福祉心理学、医療看護概論、病院経営会計、病院経営のマネジメント、社会福祉の経済分析などがある。

(2) 日本経済大学経済学部経営学科福祉コミュニケーションコース

日本を始め、欧米や東アジア地域で急速に進みつつある高齢化社会において、福祉をビ

ビジネスとしてプランニングしたり、介護支援スタッフを紹介したり、福祉サポート機器の開発や販売などを行う、いわゆるサポートビジネスが必要とされている。そうした時代の要請をマネジメントできる知識やノウハウを学ぶ。将来の進路としては、経営学・会計学分野における専門知識と福祉産業に関する知識を併せ持つ、福祉サービスのスタッフや公平かつ安定的に利用できるユニバーサルサービスの知識を持って、老人・障害者福祉施設の運営やマネジメント全般に活躍できる人材などである。

(3) 日本福祉大学経済学部経済学科医療福祉マネジメントコース

経済学と経営学を基礎にして福祉の視点を学び、持続可能な社会を設計する手法を身につけ、企業・医療・スポーツなどの分野での活躍を通して、豊かな福祉社会の構築に貢献できる人材の育成を目標としている。医療福祉マネジメントコースでは、経営、マネジメントと医療・福祉システムに関する基礎的な知識を基盤に、医療や福祉サービスを提供する組織においてマネジメントをおこなえる力を身につける。配置科目には、ボランティア論、福祉社会、現代の医療と福祉、医療政策、医療福祉メディア概論、高齢社会論、医療経営論、福祉経営論、医療福祉会計、福祉住環境、医療福祉関係法などがある。

(4) 川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部医療福祉経営学科

良質の医療福祉サービスを安定的に提供するために、医療・福祉施設運営とマネジメントに関する専門的知識・技術の融合を理解する。そのうえで、社会的動向や医療福祉政策等についてのマクロ的視点とともに、医療福祉施設運営や経営管理等についてのミクロ的視点を具備したマネジメントの専門家を養成する。配置科目には、医学概論、人体構造・機能論、医療関係法規、福祉関係法規、社会保障論、医療福祉経済学、対人コミュニケーション論、診療情報管理論、医療事務業務論、医療マネジメント論、診療報酬事務論、介護報酬事務論、医療コンサルティング論、社会福祉法人会計論などがある。

(5) 国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科医療福祉マネジメントコース

病気と健康についての理解を深めるとともに、自立した生活を支援する社会福祉、限られた医療・福祉資源を最大限に生かすマネジメントの基礎を学ぶ。そして、医学や生活機能の知識をベースに、医事や経理、情報処理、経営の基礎、マーケティング、最先端の医療福祉動向など、医療福祉のマネジメントに不可欠な知識を修得し、医療福祉施設の経営に携わる幹部職員や医療健康産業分野で活躍するビジネス・パーソンを目指している。配置科目には、こころとからだのしくみ、医療管理総論、医事・福祉関係法、診療報酬請求論、医療マーケティング論、医療福祉経営分析論、医療福祉マネジメント論、臨床医学各論、臨床検査概論、薬学概論などがある。

(6) 広島国際大学医療経営学部医療経営学科

経営のマインド・知識・技術を基本に、福祉・保健・医療領域の知識を身につけて、医

療者・利用者等と協働して、病院・福祉施設を円滑に運営し、効率的・機能的に役割を發揮し、質の高いサービスを提供出来る経営の専門家を養成する。配置科目には、医療制度論、医療経営概論、病院管理学、医療法・医師法、社会保障論、人体構造機能学、臨床医学、疾病分類学、診療報酬制度論、介護保険制度論、医事法、医療経済学、患者・家族受療行動論、地域医療システム論、医療情報学などがある。

(7) 共栄大学国際経営学部国際経営学科福祉経営コース

1年生で経営学の基礎を踏まえたうえで、上級学年で社会福祉関連科目を学び、企業や自治体などにおいて活躍が期待される、福祉と経営のセンスを兼ね備えた人材を育成している。配置科目としては、社会福祉概論、介護概論、老人・障害・児童福祉論、社会福祉援助技術総論、介護ビジネス論、シニアビジネス論、福祉医療施設経営論、国際社会福祉論、医学一般などがある。

このように福祉経営をうたう各大学のカリキュラムを考察したが、本学は国際経営学部という経営系学部であるということが反映され、経済・経営学系の配置科目とともに社会福祉系の配置科目が多いことが特徴的である。その他の大学では、医学系の配置科目と診療報酬事務論、医事・福祉関係法、医療・福祉会計など医療事務系の配置科目が多くみられる。

4. 社会福祉への理解－学生へのアンケート調査からの考察

本学において福祉経営を学ぶ学生が、「社会福祉」について具体的にはどのように理解しているのか、アンケート調査を行った。アンケートは、2011年度「社会福祉概論」を履修している学生に対して、受講前（初回授業日：2011年4月28日）と受講後（最終授業日：2011年7月21日）の2回実施した。調査対象学生は、22名。（社会福祉士国家試験受験資格取得者は含まれない。）調査内容は、(1) 基本属性（受講前）、(2) 履修理由（受講前、複数回答）、(3) 社会福祉士養成講座テキスト：「社会福祉原論」および介護福祉士養成講座テキスト：「社会福祉概論」を参考に抽出した重要と思われる「社会福祉に関する基礎的キーワード」の理解（受講前・後／複数回答）、(4) 興味・関心がある／興味・関心をもった社会福祉の分野（受講前・後／複数回答）、(5) 授業を履修したことで考えたこと・感じたこと（受講後／複数回答）、(6) “社会福祉” についてのイメージ（受講前・後／自由記述）、について質問した。なお、今回のアンケート調査をするにあたって、学生には事前に「今回の調査内容についてプライバシーは守られ、成績とはいっさい関係ないこと」などを説明し、同意を得た上で実施した。

アンケート結果は、以下のとおりである。

(1) 基本属性

表1のとおり、学年は、2年生16名、3年生6名（合計22名）、所属コースは、福祉経営12名、実践ビジネス5名、財務・会計3名、国際ビジネス2名である。

表1-1 基本属性（学年）

2年生	16名
3年生	6名
合計	22名

表1-2 基本属性（所属コース）

福祉経営	12名
実践ビジネス	5名
財務・会計	3名
国際ビジネス	2名
合計	22名

(2) 履修理由

「福祉経営コースを選択している」が12名と最も多く、「就職活動に役立ちそう」6名、「社会福祉に興味がある」・「ボランティアの経験がある」・「時間割の都合上」が5名であった。

(3) 「社会福祉に関する基礎的キーワード」の理解

受講前は、「ボランティア、ニート・フリーター、生活保護、身体障害者、DV（ドメスティックバイオレンス）、知的障害者、介護福祉士、児童相談所、社会保障、児童・高齢者虐待、児童養護施設」については半数以上の学生が「知っている」と回答していた。受講後は、これらのキーワードに加え、「特別養護老人ホーム、ノーマライゼーション、グループワーク、介護保険制度、ニーズ、ケアマネジメント、社会福祉士、ケアマネジャー、公的年金、共同募金、就労支援、ユニバーサルデザイン、社会福祉法人」についても半数以上の学生が「理解した」との回答であった。

これは、本科目と同時に関連科目を履修することで、知識として理解できたからと考えられる。

(4) 興味・関心がある／興味・関心をもった社会福祉の分野

受講前は、「施設（福祉サービス）の経営」への興味・関心が9名と最も高かったが、受講後は、「生活保護（貧困問題）」および「地域福祉」が10名、「高齢者福祉」が9名であった。

(5) 授業を履修したことで考えたこと・感じたこと

「社会福祉の仕事は大変そう」11名、「社会福祉に興味をもった」9名、「社会福祉は難しい」および「就職活動に役立ちそう」7名、「福祉の心がわかった」および「ボランティアをしてみたい」6名であった。

(6) “社会福祉” についてのイメージ（自由記述）

「障害者・高齢者の介護をすること」

「老人ホームやボランティアのイメージ」

「弱者を守るもの」

「さまざまな制度があって複雑である」

「高齢者・児童などそれぞれの細かなニーズは違うが、どれも社会全体で支えていく政策」

「ニート・フリーター問題も社会福祉に含まれることに驚いた」

「思いやりが必要」

「根気・やる気・志の高い人が慈善的に行うイメージ」

「これからの少子高齢社会をどうにかしてくれそう」

「日本の社会福祉は他の国に比べてまだ劣っているイメージ」

「仕事としては大変そうだが、これから高齢者が増えていくので労働力が求められる」

このようにあくまでも学生の主観的な評価であるが、受講前は「福祉経営コース必修科目」ということで履修する学生が多く、また“社会福祉＝介護”のイメージが強かったようであるが、具体的な事例をともなった授業内容＜2011年度シラバス参照＞によって視野が広がり、私たちが生きる現代社会における生活困難への対応として理解が高くなったといえる。

5. まとめと課題

社会福祉とは、「経済的には資本主義、政治的には民主主義体制をとる都市型社会において、市民の権利としてその自立生活、自己実現、社会参加を支援し、社会の統合と安定を達成維持することを目標に、自治体政府（市町村）を基軸に、広く公私の個別的、組織的な参画によって展開される社会的方策・制度の体系であるといえる。また、より具体的・実際的なレベルでいえば、それは人々の生活上の一定の困難や障害（福祉ニーズ）を解決緩和し、最低生活水準保障、自立生活能力育成、自立生活援護の実現を図ること、さらにはそれらの目的を達成するうえで必要とされる社会的資源の発見、開発、活用に関わる連絡調整を実施することを目指す諸制度とそのもとにおいて展開される援助活動の総体としてとらえられる」と定義される。

これを簡潔にまとめると、「幸福をつかむための生活面の状況、そしてその努力過程」、すなわち、「自助＋互助＋公助による自立への努力過程」という広い概念をもつものであるといえる。しかし、受講前のアンケート結果では、“社会福祉＝ボランティア”、“社会福祉＝障害者や高齢者の介護”という限定的なイメージが強いことが確認された。これは、

小・中学校での職業体験や家族に要介護高齢者が存在することからくるイメージであると考えられる。また、基礎的なキーワードのなかでも、児童虐待、DV、ニート・フリーターについては、近年ニュースなどのメディアで取り上げられる機会が多くなっていることから理解度が高かったと思われる。

そして、『授業を履修したことで考えたこと・感じたこと』としては、<「社会福祉に興味をもった」、「福祉の心がわかった」>ということと、<「社会福祉の仕事は大変そう」、「社会福祉は難しい」>という結果に分かれた。前者を“積極的理解”、後者を“消極的理解”と分類することができるが、『興味・関心をもった社会福祉の分野』として「生活保護、地域福祉」、また、『自由記述』には、「制度の複雑さや社会的弱者、対象者のニーズの違い」などについての記述があったこととあわせると、前述した“社会福祉＝介護”という限定的なイメージから、受講後は自分自身にも起こりうる身近な生活問題としてとらえられるように学生自身が変化してきたために、一見すると相反するようにみえる理解につながったと考えられる。

さらに、その自分自身の変化から、ヒューマンサービスとしてのやりがいを感じたり、期待をする反面、サービス提供の難しさや不安を実感するという“内面的なゆらぎ”があった、すなわち、“自己覚知”が出来た結果であると推測される。よって、今回の「社会福祉概論」の授業は、価値・倫理観の学びとして一定の学習成果があったと評価できる。

今後の教育上の課題としては次の3点が考えられる。まずは、ヒューマンサービスとしての実践力を涵養するための演習や実習の充実である。実際のサービス提供場面では、コミュニケーションのあり方やビジネスマナー、接遇方法が問われる。そこで、それらの演習を通して、言葉づかいや「気配り」、「労り」の気持ちを養うことが必要である。また、事例にあげた大学でも実施されているが、理論を実際の現場で役立つ生きた専門知識や技術にするためには、社会福祉専門職養成同様、学外実習やインターンシップは欠かせないであろう。実際の医療福祉現場で患者や利用者のニーズを把握するために、自分自身の目で観察し、考え、行動したり、マネジメントの実情を知ることを通して、具体的な理解と実践力につながると考える。

次に、バランスのとれたサービス提供者を養成するための科目間連携である。ヒューマンサービスの視点からとらえた場合、現在、経営系科目と社会福祉系科目は整合性のとれたカリキュラムになっているとは言い難い。今後は、その内容や進捗状況、学習状況と整合させたカリキュラムを作成する必要がある。

最後に、本論考では学生の主観的理解度による学習成果にとどまっているため、今後は客観的な判断ができるような指標などを開発していきたい。

参考文献

- 塩次喜代明・高橋伸夫・小林敏夫,『経営管理』,有斐閣アルマ,2007
- 社団法人日本社会福祉士会編集,『社会福祉士実習指導者テキスト』,中央法規,2009
- 社団法人日本社会福祉士養成校協会編,『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』,中央法規,2009
- 社会福祉事業の経営基盤と人材確保に関する調査研究委員会,『社会福祉施設における人材確保と育成に関する現況と提言』,社団法人東京都社会福祉協議会,2007
- 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会,『社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』,第一法規,2002
- 社会福祉士養成講座編集委員会,『新・社会福祉士養成講座 11 福祉サービスの組織と経営』,中央法規,2009
- 仲村優一,「社会福祉士の位置と役割—生涯研修の意義—」,社団法人日本社会福祉士会編集,『新 社会福祉援助の共通基盤・下 第2版』,中央法規,2009, pp2-3
- 米本秀仁,「社会福祉援助技術現場実習の意義と位置づけ」,福山和女・米本秀仁編著,『社会福祉士養成テキストブック 5 社会福祉援助技術現場実習指導・現場実習』,ミネルヴァ書房,2002, pp4-5
- 大阪学院大学企業情報学部企業情報学科医療福祉経営コース
www.osaka-gu.ac.jp
- 川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部医療福祉経営学科
www.kawasaki-m.ac.jp/mw/
- 国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科医療福祉マネジメントコース
www.iuhw.ac.jp/
- 日本経済大学経済学部経営学科福祉コミュニケーションコース
www.jue.ac.jp/
- 日本福祉大学経済学部経済学科医療福祉マネジメントコース
www.n-fukushi.ac.jp/
- 広島国際大学医療経営学部医療経営学科
www.hirokoku-u.ac.jp/